

温泉利用宿泊施設を経営する事業者の皆さまへ

○ 宿泊業における経済的負担の軽減(鉱泉源利用料等支援)を行います。

売上が一定以上減少した市内温泉利用宿泊施設に対して、6ヶ月(4月～9月)の
鉱泉源利用料等のうち、**2ヵ月相当分・最大40万円**を補助します。

(補助対象者) 市内で温泉を利用する宿泊施設を営む事業者(個人事業者含む)で、令和2年3月から8月までのいずれかの間に売上が前年同期比で20%以上減少している事業者
(補助限度額) 1宿泊施設につき40万円(4月～9月の6ヵ月分の鉱泉源利用料等の1/3相当額)
ただし、1施設の月額上限補助対象額20万円以内
(補助対象経費) 温泉を共同で利用・購入している組合などへ支払う利用料
※鉱泉源を単独で所有している場合は、温泉を常時汲み上げるために必要な電気料

問合 観光課 ☎ 35-3145 上宝支所 ☎ 0578-86-2111

業務転換などに取り組む事業者の皆さまへ

○ ビジネスモデルの転換などの取り組みを支援します。

テイクアウトや宅配サービスなどの**業態転換**や**経営の多角化**に関する取り組みに対して、
最大5万円を補助します。

(補助対象者) 市内事業者
(補助対象経費) 新たなビジネスの創出、経営の多角化などに必要となる「店舗改修費」、「広告宣伝費」、「備品・消耗品」、「委託料」など
(補助限度額) 1事業者につき5万円
(補助率) 補助対象経費の1/2以内
(対象期間) 令和2年4月1日から令和3年3月31日

問合 新型コロナウイルス総合窓口 ☎ 36-0024 商工課 ☎ 35-3144

観光関連事業者の皆さまへ

○ 観光資源などの磨き上げに対する支援を行います。

新型コロナウイルス収束期に備え、宿泊施設や飲食店、小売店、観光関連施設の
環境整備、おもてなし力の向上などの取り組みに対して、**最大50万円**を補助します。

(補助対象事業者) 観光関連事業者
(補助対象事業) ①観光客と観光関連事業者の安全・安心を確保するために実施する事業
例:施設等の消毒や清掃、衛生対策のための備品購入など
②観光需要回復に向けた基盤を整備するために実施する事業
例:キャッシュレス決済等の環境整備、公衆無線LAN整備・パンフレットの多言語化、従業員研修など
(補助限度額) 1施設につき50万円
(補助率) 補助対象経費の1/2以内
(対象期間) 令和2年4月1日から令和2年12月31日

問合 観光課 ☎ 35-3145 海外戦略課 ☎ 35-3346